



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

◎法令日記

編輯子の机上日記中より法律、勅令、内務省令等の發布を録したる昭和八年二月一日からの部分を登載す

○二月一日

- 一勅令第七號 都市計畫法ヲ埼玉縣川越市ニ適用スルノ件
- 一勅令第八號 大正九年勅令第五百四十一號市街地建築物法適用區域ノ件中（埼玉縣川越市ヲ加フ）改正ノ件
- 一内務省令第二號 市街地建築物法施行令第三十一條及同法施行規則第四百十九條ノ二ノ規定ニ依リ（川越市）指定ノ件

○二月十四日

- 一勅令第十一號 大正九年勅令第五百四十一號市街地建築物法

法 令

適用區域ノ件中（茨城縣延岡市、福岡縣後藤寺町大字奈良及

福岡縣伊用町大字伊田ヲ加フ）改正ノ件

- 一内務省令第三號 市街地建築物法施行規則第四百十九條ノ二ノ規定ニ依リ（福岡縣後藤寺町大字奈良、福岡縣伊田町大字伊田）指定ノ件

一内務省令第四號 市街地建築物法施行令第三十一條及同法施行規則第四百十九條ノ二ノ規定ニ依リ（延岡市）指定ノ件

○二月二十四日

- 一勅令第十三號 巡查分限令
- 一勅令第十五號 巡查懲戒令
- 一勅令第十七號 巡查給與令中改正ノ件
- 一勅令第十八號 明治四十三年勅令第十七號警部補ノ俸給及給與ニ關スル件

一内務省令第五號 大正七年三月内務省令第二號消防手給與規則中改正ノ件

○三月十一日

- 一昭和七年度歳入歳出總豫算追加ノ件
（内務省所管第三十五號災害費第四十八款北海道水害地復舊並水害地及凶作地應急施設費）

○三月十八日

- 一勅令第二十五號 大正九年勅令第五百四十一號市街地建築物

一五七

法適用區域ノ件中(新潟縣糸魚川町ヲ加ヘ大字寺島一之宮蓮臺寺ヲ除ク)改正ノ件

一勅令第三十八號 鐵道局官制中(國營自動車ノ現業事務ニ關スル件)改正ノ件

○三月二十七日

○三月二十九日

一法律第十三號 震災被害者ニ對スル租税ノ免除猶豫等ニ關スル件(昭和八年三月三日ノ震災及之ニ伴フ火災又ハ海嘯地ニ係ルモノ)

一法律第二十一號 農村負債整理組合法
一法律第二十二號 都市計畫法中(大正八年法律第三十六號)改正ノ件

○三月二十八日

一法律第十七號 帝國鐵道會計法中(明治四十二年法律第六號參照)改正ノ件

一法律第二十四號 米穀統制法
一法律第二十五號 米穀需給調節特別會計法中(大正十年法律第三十七號)改正ノ件

一法律第十八號 地方鐵道補助法中(明治四十四年法律第十七號參照)改正ノ件

一法律第二十八號 外國爲替管理法
一法律第二十九號 字品港域軍事取締法
一法律第三十號 農業勸産信用法

一法律第十九號 大正七年法律第四十三號中(地種變更免租年期ニ關スル件)改正ノ件

一法律第三十一號 製絲法中(昭和七年法律第二十九號)改正ノ件

一法律第二十號 工業組合法中(大正十四年法律第二十八號參照)改正ノ件

一法律第三十二號 輸出絹織物取締法中(昭和二年法律第二十七號)改正ノ件

一昭和八年度歳入歳出總豫算追加ノ件(内務省所管北海道拓殖費沖繩縣振興事業費、災害費、農林省所管農村振興費ヲ含ム)

一法律第三十三號 漁業法中(明治四十三年法律第五十八號)改正ノ件

一豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件(北海道道路改修事業費等ノ件)

一法律第三十四號 南滿洲鐵道株式會社株式引受ニ關スル件
一昭和八年度歳入歳出總豫算追加ノ件

一勅令第三十七號 鐵道省官制中(國營自動車ニ關スル件)改正ノ件

(内務省所管三陸地方震災善後費並災害旅費)

一豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

(内務省所管三陸地方震災借入金利子補給)

○三月三十日

一法律第三十五號 兩備鐵道株式會社、藝備鐵道株式會社、阿波鐵道株式會社、愛媛鐵道株式會社、宇和島鐵道株式會社所屬鐵道及兼業ニ屬スル資産買收ノ爲公債發行ニ關スル件

一法律第三十六號 富山鐵道株式會社所屬道中堀川新笹津間經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル件

一法律第三十七號 大正二年法律第九號中(裁判所管轄區域表)改正ノ件

一法律第三十八號 鐵道敷法中(大正十一年法律第三十七號)改正ノ件

一法律第三十九號 樺太地方鐵道補助法中(大正十年法律第四十號)改正ノ件

○三月三十一日

一内務省令第七號 大阪都市計畫事業神崎川改修受益者負擔ニ關スル件(大正九年九月内務省令第二十八號參照)

○四月一日

一法律第四十號 兒童虐待防止法

一法律第四十一號 通信事業特別會計法

一法律第四十二號 身元保證ニ關スル件

法 令

一法律第四十三號 重要美術品等ノ保存ニ關スル件

一法律第四十四號 擔保附社債信託法中(明治三十八年法律第五十二號)改正ノ件

一勅令第四十七號 帝國鐵道會計規則中(大正十一年勅令第三十八號)改正ノ件

一勅令第四十九號 大正十二年勅令第三百十五號中改正ノ件

一勅令第五十號 府縣制準用選舉市區指定令中(釧路市、西宮市、大津市、福山市追加ノ件)改正ノ件

○四月四日

一勅令第五十號 府縣制準用選舉市區指定令中(釧路市、西宮市、大津市、福山市追加ノ件)改正ノ件

一法律第四十五號 醫師法中(明治三十九年法律第四十七號)改正ノ件

一法律第四十六號 齒科醫師法中(明治三十九年法律第四十八號)改正ノ件

一法律第四十九號 大正十五年法律第五十二號中(特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ニ伴フ清算金及補償金ニ關スル件)改正ノ件

○四月八日

一法律第五十號 恩給法中(大正十二年法律第四十八號)改正ノ件

○四月十日

一法律第五十號 恩給法中(大正十二年法律第四十八號)改正ノ件

一 内務省令第八號 豊橋都市計畫事業道路施設擴築受益者負

擔ニ關スル件

○四月十一日

一 大藏省訓令第二號 昭和八年度大藏省所管一般會計歳入科目

ニ關スル件

○四月十四日

一 内務省訓令第五號 昭和八年度當省主管一般會計歳入科目決

定ノ件

一 内務省訓令第六號 昭和八年度當省所管一般會計歳出科目決

定ノ件

一 内務省訓令第七號 昭和八年度當省所管特別會計歳入出科目

決定ノ件

○四月十七日

一 法律第五十一號 度量衡法中（明治四十二年法律第四號）改

正ノ件

○四月十八日

一 勅令第六十號 大正九年勅令第五百四十號市街地建物法適用

區域ノ件中改正ノ件

一 勅令第六十一號 昭和八年法律第三十七號（大正二年法律第

九號裁判所管轄區域中改正ノ件）施行期日ノ件

行政判例

○昭和七、一二、二七宣言、昭和六、第

二一九號收用審査會裁決不服ノ訴（原告

明石市東仲ノ町一丁目明石浪花燐寸合資

會、被告兵庫縣收用審査會）

○1 公衆の縦覽に供せられたる土地收用裁決申請書に於ける收用時期の誤記と爾後に於ける訂正（參照條文土地收

用法第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十六條）

○2 殘地補償要否の認定（參照條文土地收用法第四十九條）

○3 地上物件移轉料補償要否の認定（參照條文土地收用法

第五十一條）

○4 墻柵、道路の設置費を補償すべきや否に關する認定

（參照條文土地收用法第五十三條）

〔判旨〕

○1 本件土地收用に關し起業者が當初昭和六年四月二十二日附を以て差出し、公衆の縦覽に供せられたる裁決申請書に添附せる收用時期調書に、收用の時期を昭和四年五月三十一日と記載し

たることは當事者間に争なき所なるも、此の日附の記載が誤記なることは極めて明瞭にして其の「昭和四年」とあるは「昭和六年」の書損なること容易に看取し得べき所なるが故に後に起業者か之を改書して提出したる訂正調書は、公衆の縦覧に供せられざりしも、原告は起業者の申請に對し正當なる意思を申立つるの機會を與へられざりしものと謂ふことを得ず。又被告に於て收用時期の明ならざる申請に基き、若くは公衆の縦覧に供せざる申請に基き、裁決を爲したるものと謂ふべきに非ず。

○2 本件收用の南側殘地は第一回檢證調書及之に添屬せる檢證見取圖の記載に依れば、其の西南隅に寄りたる一劃長邊百四十七尺及百四十九尺短邊四十四尺三寸及四十六尺の略長方形の部分には、商店向建物並存し、現に雜穀店、理髮店、洋服店、茶屋、洋食店、文房具店等之に占居し、此の部分を除きては右南側殘地は鏈狀の不整形を爲し其の最短邊は長さ僅に二十二尺に過ぎず其面積は三百三坪四合四勺を算するのみ、是に依りて之を觀れば右南側殘地中既に別個の利用關係を構成せる前記商店向建物の敷地を除き、原告に於て將來自由に利用し得べき部分は、本件收用前に比し其の利用價值の減損を來し、從て右收用に因り其の價格を減少したるものと認定すること相當にして、右南側殘地中商店向建物の敷地を除きたる部分三百三坪四合四

勺に付ては其の損失を賠償すべきものとす。

○3 南側殘地に於ける地上物件が燐寸製造工場の一部なりしことは當事者間に争なき所に係り、第二回檢證調書の記載に依れば該物件は右工場の一部分又は之と離るへからざる附屬物たりしものにして、全體相合して其の機構を全くしたるものと認むべく、現存するもののみにては之を右工場に使用すること能はざるものなりと雖、甲第八號證の記載に依れば燐寸製造用に使用するの目的を以てせる右工場の賃貸借は、大正十一年八月三十一日を以て終了したるのみならず、第一回檢證調書の記載に依れば右殘地に現存する主要物件たる倉庫及事務所は、久しきに亘り使用せざるものと認めらるゝか故に右殘地に於ける地上物件は本件收用の際既に其の全部を合して工場に供用するの用途を廢したるものなること明にして、從て收用地に於ける地上物件を移轉したるに因り、物件の分割を來し、其の全部を移轉するに非ざれば從來の目的に供用すること能はざるに至りしものを云ふことを得ず、原告は右工場は明石市に於ける燐寸工業の衰退の爲一時休業中なりしに過ぎず、而も本件收用の際に在りては同業は既に復興の氣運に向ひつゝありしが故に、前記物件は工場たるの價值を失ひたるものに非ざる旨を主張するも、其の單に一特業務を休止したるものと認むへからざること前示

の如く、又本件収用の當時明石市に於ける燐寸工業復興の事實ありしこと甲第十二號證……(中略)……の各記載に依り之を認め得へしとするも、之か爲直に前記物件に工場たるの價値ありしものと爲すことを得ず、然れば南側殘地に於ける地上物件に付ては移轉料を補償するの必要なものとす。

○4(イ)本件収用地が元工場敷地たりし一面の平地を帶狀に貫通したるものにして、從て右収用地と其の殘地とは格段なる高低の差なきこと當事者間に争なき所に係り、第一回檢證調書の記載に依れば、係争地附近は大體に於て人家商店櫛比し、街路四通し、交通便利にして、係争地と其の隣接土地とは格段なる高低の差なきものなるか故に、斯かる状態に在る殘地には他よりの侵入を防止する爲、収用地との間に塙柵を設置するの必要ありと認めむべく、從て本件収用地の南北兩側合計延長七十三間余に沿ひ塙柵を設置するの費用は之を補償すべきものとす。

(ロ)本件収用の南北兩側殘地内の道路は、原告の主張に依るも證人の供述並に甲第十號證(市街地建築物法施行細則)及同第十一號證(市街地建築物法案内)の各記載に徴するも、右殘地を住宅地商店地の如き特定の用方に供する場合に限り之を設置するの必要あるに過ぎざるものなるが故に、本件収用に依り通常の事情の下に必要を生じたるものを謂ふことを得ず、從て之を設置するの費用は之を補償するを要せざるものとす。

編輯部希望のかずく

- 一 本誌の體裁記事等内外にわたつて漸時新機運に向つて進展して來たと思はるゝが今一段と奮發したのであるから讀者各位の腹藏なき高見を承りたいこと
- 一 地方に於ける地方行政土木事業等に関し其の模範となるものや他の誠となるものなど記名なり匿名(此場合には編輯部に於て實名を嚴秘とする)なりでドシ／＼御投稿を願ひたいこと
- 一 假面劇の欄は主として地方讀者各位の放送部に供したるでありますから十分に本欄の利用を願ひたい其投稿に付ては欄の處の注意事項に御注目下されること
- 一 三月四月兩號に涉り水川生の「道路と電信電話線との關係に就て」の研究意見に關しては現に地方に於ける事實に即した意見を寄せられた方があるが本號編輯後であつたら乍遺憾次號に掲載する、此の如く本誌登載の記事に對しては讀者各位より共鳴するとも反對するとも忌憚なき御意見の投稿を願ひたいこと